様式

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍情報システム	
実施機関の名称	南房総市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務を	市民生活部市民課	
つかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的	戸籍の記録及び管理を行うため	
	戸籍の附票の記録及び管理を行うため	
記録項目	戸籍法(昭和22年法律第224号)第1	
	3条による記載事項	
	住民基本台帳法(昭和42年法律第81	
	号) 第17条による記録事項	
	1本籍(戸籍内の各人について)、2氏名、	
	3出生の年月日、4戸籍に入った原因及	
	び年月日、5実父母の氏名及び実父母と	
	の続柄、6養子であるときは養親の氏名	
	及び養親との続柄、7夫婦については夫	
	または妻である旨、8他の戸籍から入っ	
	た者についてはその戸籍の表示、9住所、	
	10住所を定めた年月日、11男女の別、	
	12その他法務省令で定める事項	
記録範囲	南房総市に本籍を有する者又は戸籍届出	
	(申出) 者	
記録情報の収集方法	戸籍届出、他市区町村からの通知等	
記録情報の収集日	平成18年3月20日	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	□含む ■含まない	
特定個人情報が含まれているときは、その旨	□含む ■含まない	
記録情報の経常的提供先	法務大臣、館山税務署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在	(名 称)総務部総務課	

地	(所在地)南房総市富浦町青木28番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定	1から8及び12の記録項目	
による特別の手続等	戸籍法第113条から第117条まで	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第	□法第60条
	1号(電算処理ファイ	第2項第2号
	ル)	(マニュアル
	政令第21条第7項に	処理ファイル)
	該当するファイル	
	□有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をす	□該当 ■非該当	
る個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組	(名 称)	
織の名称及び所在地	(所在地)	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関す	(名 称)	
る提案を受ける組織の名称及び所在地	(所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関す		
る提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれて	□含む ■含まない	
いるときはその旨		
備考		